

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個別の市町村が処理することとする事務の範囲） 第8条 条例別表第2の2の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（4） 〔略〕 第9条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則第28条の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。 第10条 条例別表第2の2の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（7） 〔略〕 第11条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（7） 〔略〕 第12条 条例別表第2の2の10の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 （1）～（9） 〔略〕 第13条 条例別表第2の2の11の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 （1）～（9） 〔略〕 第14条 条例別表第2の2の12の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 （1）～（10） 〔略〕 第15条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（7） 〔略〕 第16条 条例別表第2の2の15の項(22)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）～（3） 〔略〕 2 条例別表第2の2の15の項(30)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。	（個別の市町村が処理することとする事務の範囲） 第8条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（4） 〔略〕 第9条 条例別表第2の2の5の項の規則で定めるものは、児童福祉法施行細則第28条の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務とする。 第10条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（7） 〔略〕 第11条 条例別表第2の2の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（7） 〔略〕 第12条 条例別表第2の2の11の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 （1）～（9） 〔略〕 第13条 条例別表第2の2の12の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 （1）～（9） 〔略〕 第14条 条例別表第2の2の13の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。 （1）～（10） 〔略〕 第15条 条例別表第2の2の14の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。 （1）～（7） 〔略〕 第16条 条例別表第2の2の16の項(22)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）～（3） 〔略〕 2 条例別表第2の2の16の項(30)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) ～ (10) [略]	(1) ～ (10) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。